

亀山市告示第3号

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年1月11日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱（令和5年亀山市告示第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(支援金の交付対象者等)</p> <p>第4条 支援金の交付対象者は、次に掲げる期間（以下「対象期間」という。）に市内において個別接種を行う病院及び診療所（以下「医療機関」という。）であって、市長が必要かつ適正と認めるものとする。</p> <p>[ (1) ~ (4) 略 ]</p> <p><u>(5) 令和6年1月4日から同年3月31日</u> <u>日まで（以下「第5期間」という。）</u></p> <p>[2 略]</p> <p>3 支援金の額は、次の表の左欄に掲げる医療機関ごとに、同表の中欄に掲げる取組内容に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。</p>	<p>(支援金の交付対象者等)</p> <p>第4条 支援金の交付対象者は、次に掲げる期間（以下「対象期間」という。）に市内において個別接種を行う病院及び診療所（以下「医療機関」という。）であって、市長が必要かつ適正と認めるものとする。</p> <p>[ (1) ~ (4) 略 ]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 支援金の額は、次の表の左欄に掲げる医療機関ごとに、同表の中欄に掲げる取組内容に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。</p>

医療機関	取組内容	支援金の額
病院	特別な接種体制を確保し、1日につき <u>6回</u> 以上の個別接種を1日以上達成する週が対象期間内に <u>3週</u> 以上あるもの	(1) 医師1人につき1時間当たり7,550円 (2) 看護師等1人につき1時間当たり2,760円
診療所	<u>12回</u> 以上の個別接種を達成する週が対象期間内に <u>3週</u> 以上あるもの(ただし、それぞれの週において、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意すること。)	個別接種1回につき2,000円

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする医療機関は、次の各号に掲げる対象期間に行った取組に応じ、それぞれ当該

医療機関	取組内容	支援金の額
病院	特別な接種体制を確保し、1日につき <u>30回</u> 以上の個別接種を1日以上達成する週が対象期間内に <u>4週</u> 以上あるもの	(1) 医師1人につき1時間当たり7,550円 (2) 看護師等1人につき1時間当たり2,760円
診療所	<u>60回</u> 以上の個別接種を達成する週が対象期間内に <u>4週</u> 以上あるもの(ただし、それぞれの週において、少なくとも1日は、時間外、夜間又は休日に接種体制を用意すること。)	個別接種1回につき2,000円

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする医療機関は、次の各号に掲げる対象期間に行った取組に応じ、それぞれ当該

各号に定める期間内に、亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

[ (1) ~ (4) 略 ]

(5) 第5期間に行った取組 令和6年  
4月1日から同月15日まで

各号に定める期間内に、亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

[ (1) ~ (4) 略 ]

[号を加える。]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

別記様式中「30回」を「6回」に、「4週」を「3週」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の亀山市新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業支援金交付要綱の規定は、令和6年1月4日以後に行った新型コロナウイルスワクチンの個別接種（以下「個別接種」という。）について適用し、同日前に行った個別接種については、なお従前の例による。